



平成 23 年 1 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 みなと銀行
代表者名 取締役 頭取 尾野 俊二
(コード番号 8543 東証・大証第1部)
問合せ先 執行役員企画部長 森本 剛
(TEL 078-333-3224)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、平成 23 年 1 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 23 年 2 月 18 日
(2) 処分株式数	7,450,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 147 円
(4) 資金調達の額	1,095,150,000 円
(5) 募集又は処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分先	株式会社三井住友銀行（みなと銀行従業員持株会信託口）
(7) その他	該当事項はありません。

2. 処分の目的及び理由

当行は、本日開催の取締役会において、当行の従業員持株会であるみなと銀行従業員持株会（以下「当行持株会」といいます。）の会員の経営への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、当該会員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当行の企業価値の向上を目指すべく、従業員持株会連携型ESOPの導入を決議いたしました（従業員持株会連携型ESOPの概要につきましては、本日付「『従業員持株会連携型ESOP』導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照ください。）。本自己株式の処分は、本件導入に際し設定される当行株式の保有及び処分を行う信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である株式会社三井住友銀行（みなと銀行従業員持株会信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

処分の総額	1,095,150,000 円
費用の概算	0 円
差引手取概算額	1,095,150,000 円

(2) 調達する資金の具体的な用途

自己株式の処分により調達する資金については、平成 23 年 2 月 18 日以降、全額運転資金に充当する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当行の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、当該処分に係る取締役会決議の直前 1 ヶ月間（平成 22 年 12 月 26 日から平成 23 年 1 月 26 日まで）の東京証券取引所における当行株式の終値の平均値（円未満切捨）である 147 円といたしました。直前 1 ヶ月間の当行株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであること、また直前 3 ヶ月間及び直前 6 ヶ月間の当行株式の終値の平均値は前営業日（平成 23 年 1 月 26 日）の当行株式の終値との乖離が大きく合理的でないと判断したためです。

なお、当該払込金額 147 円については、処分決議日の前営業日（平成 23 年 1 月 26 日）の終値 154 円との乖離率が-4.55%、直前 3 ヶ月間（平成 22 年 10 月 26 日から平成 23 年 1 月 26 日まで）における当行株式の終値の平均値 136 円との乖離率が+8.09%、直前 6 ヶ月間（平成 22 年 7 月 26 日から平成 23 年 1 月 26 日まで）における当行株式の終値の平均値 133 円との乖離率が+10.53%となっており、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

なお独立役員である社外監査役 3 名全員より、上記の考え方は、払込金額を算定するに際し、処分決議日の直前日の株価のほか、処分決議日から 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月の平均株価という複数の価額を参照のうえ、一時的な株価変動の影響等の回避の必要性や各価額からの乖離率の相当性等を総合的に勘案するものであって、払込金額の算定方法として合理的であり、当該払込金額は公正妥当であるとの意見書を受領しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、現在の当行持株会の年間買付実績等をもとに、本信託の信託期間中に当行持株会が株式会社三井住友銀行（みなと銀行従業員持株会信託口）による当行株式の売付けに対応して購入する当行株式の予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 1.82%（平成 22 年 9 月末現在の総議決権個数個に対する割合 1.82%）と小規模なものです。また、本自己株式の処分は、従業員持株会連携型 ESOP の導入により処分先において当行持株会における当行株式の買付けに対応する売付けを行うことを前提とするものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上より、本自己株式の処分の影響は軽微であり、合理的であると考えております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

①名称	株式会社三井住友銀行（みなと銀行従業員持株会信託口）
②信託契約の内容	
委託者	当行
受託者	株式会社三井住友銀行
受益者	当行持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者
信託契約日	平成 23 年 1 月 27 日
信託期間	平成 23 年 1 月 27 日から平成 28 年 12 月 30 日まで

(ご参考) 受託者の概要

(1) 名 称	株式会社三井住友銀行		
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		
(3) 代表者の役職・氏名	頭取 奥 正之		
(4) 事 業 内 容	銀行業、信託業		
(5) 資 本 金	1,770,996 百万円 (平成 22 年 3 月 31 日現在)		
(6) 設 立 年 月 日	平成 8 年 6 月 6 日		
(7) 発行済株式数	普通株式 106,248,400 株 (平成 22 年 3 月 31 日現在) 第 1 回第六種優先株式 70,001 株 (同上)		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	47,837 名 (連結) (平成 22 年 3 月 31 日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	各種分野にて業務を展開しており多数の取引先を有しております。		
(11) 主 要 取 引 銀 行	-		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	処分先は当行の普通株式 184,828,500 株 (発行済株式総数の 44.97%) を保有しており、当行の親会社であります。		
人 的 関 係	当行の全取締役 7 名のうち 4 名 (代表取締役 3 名、取締役 1 名) が処分先の出身者であります。全監査役 5 名のうち 1 名が処分先の出身者であります。		
取 引 関 係	銀行取引、信託取引		
関連当事者への該当状況	処分先は当行の親会社であり、当行の関連当事者に該当します。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
連 結 純 資 産	5,080,747	4,518,647	6,894,564
連 結 総 資 産	108,637,791	115,849,385	120,041,369
1 株当たり連結純資産(円)	60,442.81	41,492.54	49,036.12
連 結 経 常 収 益	3,411,052	2,989,608	2,579,933
連 結 経 常 利 益	734,958	59,285	557,781
連 結 当 期 純 利 益	351,820	△317,306	332,497
1 株当たり当期純利益(円)	6,132.91	△5,740.34	4240.20
1 株当たり配当金(円) (普通株式)	1,487	1,638	1,059

(単位：百万円。特記しているものを除きます。)

③上場会社と処分先の関係等

処分先は当行の普通株式 184,828,500 株 (発行済株式総数の 44.97%) を保有しており、当行の親会社であります。また、当行は処分先との間において銀行取引、信託取引を行ってお

ります。なお、当行の全取締役7名のうち4名（代表取締役3名、取締役1名）が処分先の出身者であります。全監査役5名のうち1名が処分先の出身者であります。また、処分先は当行の親会社であり、当行の関連当事者に該当します。なお、処分先は東京証券取引所の国債先物等取引参加者となっております。

(2) 処分先を選定した理由

従業員持株会連携型ESOPの導入に伴い、上記信託契約に基づき、本信託の受託者である株式会社三井住友銀行に処分を行うものです。

(3) 処分先の保有方針

処分先である株式会社三井住友銀行（みなと銀行従業員持株会信託口）は、上記信託契約に基づき、本信託の信託期間内において、当行持株会による買付けに対応する売付けを行う等のために保有するものであります。

なお、処分先は、当行持株会による定例の買付けに対応して本信託の信託財産に属する株式を定期的且つ継続的に売付けることを予定していますが、当行は処分先から、払込期日（平成23年2月18日）より2年間において当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当行に書面にて報告することについて内諾を得ております。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先である株式会社三井住友銀行（みなと銀行従業員持株会信託口）は借入れにより払込みに要する資金を調達する予定ですが、払込期日までに当該払込みのための必要資金について貸付けが行われることについては、処分先と処分先に対して貸付けを行う株式会社三井住友銀行との間において締結される金銭消費貸借契約に係る契約文書によって確認しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処 分 前		処 分 後	
株式会社三井住友銀行	44.97%	株式会社三井住友銀行	44.97%
みなと銀行共栄会	5.93%	みなと銀行共栄会	5.93%
日本生命保険相互会社	2.92%	日本生命保険相互会社	2.92%
みなと銀行従業員持株会	1.77%	株式会社三井住友銀行（信託口）	1.81%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1.75%	みなと銀行従業員持株会	1.77%
ニッセイ同和損害保険株式会社	1.62%	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1.75%
三井住友海上火災保険株式会社	1.51%	ニッセイ同和損害保険株式会社	1.62%
住友生命保険相互会社	1.26%	三井住友海上火災保険株式会社	1.51%
株式会社東日本銀行	1.18%	住友生命保険相互会社	1.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	1.01%	株式会社東日本銀行	1.18%

(注) 処分後の大株主及び持株比率については、平成22年9月30日の株主を基準として記載しております。

8. 企業行動規範上の手続

本件の希薄化率は25%未満であり支配株主の異動を伴うものでもないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は

要しません。

9. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、当行の親会社との取引であり、支配株主との取引等に該当します。当行が支配株主との取引等を行う場合には、平成22年6月30日付開示のコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に従い、一般的な取引と同様に公正かつ適切に行うものとしておりますが、本取引は、以下のとおり、この指針に適合しております。

本取引における払込金額につきましては、一般的な取引におけるものと同様に公正かつ適正なものとするべく、最近の株価推移に鑑み、当該処分に係る取締役会決議の直前1ヶ月間（平成22年12月26日から平成23年1月26日まで）の東京証券取引所における当行株式の終値の平均値（円未満切捨）である147円といたしました。直前1ヶ月間の平均値を採用することにより、払込金額の算定に際する恣意性や一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除できるため、合理的であると考えております。なお、当該払込金額147円については、処分決議日の前営業日（平成23年1月26日）の終値154円との乖離率が-4.55%、直前3ヶ月間（平成22年10月26日から平成23年1月26日まで）における当行株式の終値の平均値136円との乖離率が+8.09%、直前6ヶ月間（平成22年7月26日から平成23年1月26日まで）における当行株式の終値の平均値133円との乖離率が+10.53%となっており、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、本取引における本自己株式の処分数量は7,450,000株であるところ、当該処分数量は、現在の当行持株会の年間買付実績等をもとに、本信託の信託期間中に当行持株会が株式会社三井住友銀行（みなと銀行従業員持株会信託口）による当行株式の売付けに対応して購入する当行株式の予定数量に相当するものとして算定されたものであって合理的であるほか、本自己株式の処分による希薄化の規模は発行済株式総数に対し1.82%（平成22年9月末現在の総議決権個数個に対する割合1.82%）と小規模なものにとどまり、相当でもあります。

さらに、本取引は、当行持株会の会員の経営への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、当該会員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当行の企業価値の向上を目指すべく導入される従業員持株会連携型ESOPの実施のために行われるものであり、その目的も公正妥当なものであります。

なお、本取引は、従業員持株会連携型ESOPを導入することに伴い、本信託の受託者である株式会社三井住友銀行（みなと銀行従業員持株会信託口）に対して第三者割当により自己株式を処分するものであり、当行の親会社の固有勘定に帰属する取引ではありません。

本取引に関して、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、独自に意思決定を行いました。当該取締役会には、独立した立場にある社外取締役1名及び社外監査役3名（全4名のいずれも独立役員）が出席しており、本取引の意思決定が適正に行われていることを確認しております。さらに当社の支配株主と利害関係を有しない独立役員である社外監査役3名全員より、本取引における払込金額は、その算定に際し、処分決議日の直前日の株価のほか、処分決議日から1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の平均株価という複数の価額を参照のうえ、一時的な株価変動の影響等の回避の必要性や各価額からの乖離率の相当性等を総合的に勘案するものであって、公正妥当であるほか、処分数量や取引の目的も公正妥当であり、また、本取引が従業員持株会連携型ESOPの実施のために行われるものであり、本取引の計算が当行の親会社の固有勘定に帰属するものではないことにも鑑み、本取引は少数株主にとって不利益なものでないとの意見書を本日受領しております。

10. 今後の見通し

当期業績予想への影響は軽微であると考えます。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成20年3期	平成21年3期	平成22年3期
連結経常収益	81,610百万円	74,801百万円	71,001百万円
連結経常利益 (△は連結経常損失)	8,770百万円	△9,007百万円	8,977百万円
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	5,757百万円	△9,312百万円	3,583百万円
1株当たり連結当期純利益 (△は1株当たり連結当期準損失)	14.02円	△22.68円	8.72円
1株当たり配当金	4.00円	—円	4.00円
1株当たり連結純資産	241.29円	214.64円	230.69円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成22年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	410,940,977株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	264円	205円	145円
高 値	295円	237円	149円
安 値	185円	83円	97円
終 値	206円	147円	122円

② 最近6か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	121円	129円	133円	134円	117円	133円
高 値	135円	136円	140円	140円	135円	145円
安 値	119円	123円	128円	115円	115円	131円
終 値	129円	135円	133円	119円	133円	139円

③ 処分決議日の前営業日における株価

	平成23年1月26日
始 値	155円
高 値	156円
安 値	154円
終 値	154円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

12. 処分要項

- (1) 処分株式数 7,450,000 株
- (2) 処分価額 1 株につき 147 円
- (3) 処分価額の総額 1,095,150,000 円
- (4) 処分方法 株式会社三井住友銀行（みなと銀行従業員持株会信託口）に譲渡する。
- (5) 払込期日 平成 23 年 2 月 18 日
- (6) 処分後の自己株式数 473,821 株

（ただし、平成 23 年 1 月 26 日以降の単元未満株式の買取り分は含んでおりません。）

以 上